

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月15日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 0分 散会

付託事件

議案第99号，議案第101号，議案第103号，議案第112号中別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分，議案第113号，議案第115号，議案第116号，議案第117号，報告第82号，令和5年陳情第17号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 99号 水戸市女性自立支援施設基準条例
- ② 議案第101号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第103号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑤ 議案第113号 令和5年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- ⑥ 議案第115号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ⑦ 議案第116号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）
- ⑧ 議案第117号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- ⑨ 報告第 82号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第17号 水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園廃止を撤回することを求める陳情

2 出席委員（7名）

委員長	後 藤 通 子 君	副委員長	藤 澤 康 彦 君
委員	中 庭 由 美 子 君	委員	マ ー サ ー 川 又 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	鬼 澤 真 寿 君
委員	黒 木 勇 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（6名）

議 員	池 田 悠 紀 君	議 員	土 田 記 代 美 君
-----	-----------	-----	-------------

議 員	渡 辺 欽 也 君	議 員	細 谷 智 宏 君
議 員	打 越 美 和 子 君	議 員	森 智 世 子 君
5	説明のため出席した者の職, 氏名		
副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 林 秀 一 郎 君	福 祉 部 副 部 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	田 中 誠 一 君
福 祉 部 福 祉 事 務 所 参 事	梅 澤 正 樹 君	福 祉 部 福 祉 事 務 所 参 事 兼 福 祉 指 導 課 長	平 澤 健 一 君
福 祉 総 務 課 長	櫻 井 学 君	生 活 福 祉 課 長	國 井 敦 男 君
障 害 福 祉 課 長	土 屋 勝 君	高 齢 福 祉 課 長	小 林 か お り 君
介 護 保 険 課 長	高 橋 慎 一 君		
こ だ も 部 長 兼 福 祉 事 務 所 担 当 所 長	野 口 奈 津 子 君	こ だ も 部 福 祉 事 務 所 参 事 兼 子 育 て 支 援 課 長	大 久 保 克 哉 君
こ だ も 政 策 課 長	深 谷 貴 美 君	幼 児 保 育 課 長	松 本 崇 君
保 健 医 療 部 長	小 川 佐 栄 子 君	保 健 所 長	土 井 幹 雄 君
保 健 医 療 部 保 健 所 参 事	大 曾 根 明 子 君	保 健 医 療 部 保 健 所 参 事 兼 保 健 総 務 課 長	三 宅 陽 子 君
保 健 医 療 部 保 健 所 技 監 兼 保 健 衛 生 課 長	前 田 亨 君	地 域 保 健 課 長	堀 江 博 之 君
保 健 予 防 課 長	大 冨 要 之 君	国 保 年 金 課 長	関 根 豊 君
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	三 宅 修 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事	鴨 志 田 泰 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 教 育 企 画 課 長	菊 池 浩 康 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 技 監 兼 学 校 施 設 課 長	和 田 英 嗣 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 歴 史 文 化 財 課 長	小 川 邦 明 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 中 央 図 書 館 長	林 栄 一 君	総 合 教 育 研 究 所 長	瀧 健 一 君
学 校 管 理 課 長	山 田 規 生 君	学 校 保 健 給 食 課 長	相 沢 秀 幸 君
生 涯 学 習 課 長	湯 澤 康 一 君	教 育 研 究 課 長	安 田 理 恵 君
6	事務局職員出席者		
議 事 課 長 補 佐	綱 島 卓 也 君	書 記	檜 原 和 則 君

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告をいたします。本日一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○後藤委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第99号ほか8件、それに陳情であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第99号ほか8件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第99号 水戸市女性自立支援施設基準条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 お疲れさまでございます。

昨日は御説明、そして御答弁いただきまして誠にありがとうございました。議案第99号につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

困難な課題、困難な問題を抱える女性への支援というのは、大変重要でございます。現在、本市では女性自立支援施設はございませんが、今後、条例適用される際は、この条例にのっとり、適正に運営していただきたいと思い、意見を述べさせていただきます。

以上です。

○後藤委員長 この際、御報告いたします。

本日、傍聴人1名が追加でお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も滑川委員の意見に賛成です。ぜひともこの女性自立支援、女性のための施設の充実を図っていただきたいと思っています。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第99号について、採決いたします。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御意見等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この放課後支援の条例の一部改正について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

これは2年以内に研修を終了することを予定していればよいという、今のみなしの放課後支援員を認めるものですが、なぜ現在、支援員が足りているのに規制緩和の方向に水戸市が動かなくてはならないのかと、昨日の質疑では夏休みの教室を5教室増やしたら、確保するのが大変だったという答弁をいただきましたが、最終的には雇用できたと、そしてまた夏休みだけの期間限定で増やしたということを知りました。そうであれば、支援員さんが夏休み期間だけ必要だと、これは短期雇用ということですよ。今後、夏休みに放課後学級を増やしたい事業所はみなし支援員としてこの期間だけ雇うということも可能になるということだと思います。2年以内に研修する予定で採用ということですから、この規制緩和により人手不足が解消する、負担軽減になるということではなく、一体誰の負担が減るということを考えているのでしょうか。子どもたちへの負担が増えるのではないかと非常に心配しています。

水戸市では放課後学級をこのように明記しています。放課後や長期休暇中に適切な生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る、さらに長崎新聞の記事では放課後学級を運営している方の声として、このように紹介しています。「子どもをただ預かるだけではない。それぞれの発達に応じた遊びや対応をしながら安全も確保しなくてはならないと。技能、知識、経験が求められる。」これはまさに専門職ならではの思いです。専門職をまるで雇用の調整弁のように雇うのではなく、何よりも子どもたちの安全や放課後学級の質の向上こそが求められていると思います。そして、今、この放課後支援員の時給を調べてみたんですが、この水戸市では低いところで980円ということで、ですがこの支援員のベースには保育士や社会福祉士、教員免許を持っている方もいる中でのこの時給です。支援員不足の原因は、支援員の資格を取るのが大変というのではなく、低賃金で厳しい職場環境だから敬遠されるといいます。

昨日の水戸市の話では、県のスケジュールによってそういうふうになったというお話もありましたが、そうしたらなぜその県のスケジュールを変えないのかとオンラインでのことで2年で、1年に1回の締切りというのであれば、県のほうを訂正してもいいというふうに考えました。私は、支援員の労働条件の不安定さから見ても、放課後学級の質の確保、そして向上するために、そして何よりも子どもたちのためにこの議案には反対です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

国で、今回の放課後児童健全育成事業に関しまして、定めた基準ができて、水戸市においても昨日の質疑の中で、市長の定める研修計画において、研修を適切に行っていくということも答弁いただきました。

今、非常に放課後の児童の支援の部分というのは、ニーズが多いのに対して支援員の方の人数が不足しているという状況もあって、全国的にこういうことで条例が改正されたという意味合いもあります。水戸市においても、子どもたちの安全を守るために、また適切な指導ができるように市長の定める研修をしっかりと行っていただきまして、対応していただきたいという意見でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 私も賛成という立場で意見を述べさせていただきます。

この支援員不足、これは教員不足も今、全国的に同じだと思います。あとは、例えば幼稚園であれ、あるいはこども園であれ、あるいは小中学校であれ、それぞれ各自治体が非常勤職員として相当な数をつけてくださっている、ただ、それもまた不足な状況も確かにあると思います。待遇改善というのは、本当に大事なことなので、私も待遇改善というのはこれから水戸市としても考えていかなければいけないと思いますが、やはりこのみなし採用的な部分で、しっかり水戸市の計画として、研修を行うこと、そしてその研修によって支援員さんたちがきちっと昨日もお話したとおり、対子ども対応、あるいは対保護者対応、そういったものに対して、放課後学級のほうでしっかりと対応できる、課題解決ができる、やっぱりそういうところまで研修を通してやっていくべきだと思いますから、要は研修の内容的なもの、これはもちろん2年以内、早ければ1年以内、そういったことをぜひ目指していただいて、そして支援員さんたちが、あるいは補助員も含めてしっかりと研修をしていくということが大事だと思います。

昨日も述べさせていただいたとおり、机上で考える、学ぶ研修よりは、現場で学ぶことのほうが圧倒的に多いわけですから、ぜひ、現場でも学ぶ、つまり研修が例えば法的に何時間とあったとしても、それ以外の部分での現場での日常的な恒常的な研修というのが、本当に子どもたちを預かるものというのは必要になってきますから、そこに重点を置いて研修をしていただくことで子どもたちの安全と、そして健全な育成というのが確保されると思いますから、ぜひそういう方向で考えていただいて、私は賛成の立場を取らせていただきます。

あわせて、支援員さんだけではなくて、補助員さん、資格がないから別にいてくれればいいですということではないと思います。補助員さんの研修というのも、支援員さんを講師にしてという方法もあるでしょうし、あるいは水戸市で補助員さんを集めてしっかりと研修の機会を設けるとそういうことも設定はできると思いますから、ぜひそちらのほうで支援員さん、補助員さんの質を高めることでしっかりと子どもたちを見守っていくという、そういう体制を水戸市でつくっていただけたらというふうに思います。

以上です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第101号について採決をいたします。

議案第101号について原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御意見等がございましたら発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 この議案に関しましては、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に関しまして、所得割額及び被保険者等の均等割額を減額するという条例でございます。その中で、施行期日が令和6年1月1日ということで、まもなくこの施行の日を迎えるわけですが、どうか遅滞なく、時間がない中ではありますが、しっかりと準備していただいて、この施行をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第103号について、採決いたします。

議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分、議案第113号 令和5年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）、議案第115号 令和5年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）、議案第116号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）並びに議案第117号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）、以上5件については、いずれも給与改定等に伴い、人件費関連の予算を補正するものでございますので、質疑と同様、これらの議案を一括して採決を行いたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、御意見等がございましたら質疑をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、議案第112号、議案第113号、議案第115号、議案第116号及び議案第117号について、一括採決いたします。

議案第112号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分、議案第113号、議案第115号、議案第116号並びに議案第117号、以上5件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第112号、議案第113号、議案第115号、議案第116号及び議案第117号、以上5件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第82号 専決処分について、和解及び損害賠償の額を定めることについて御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 この議案につきましては、平成23年11月に三の丸小学校において、授業中、野球の授業で別の児童が使用したバットの持ち手の先端部分が欠損して飛んでいって、顔に当たってしまったというその和解が成立しましたという専決処分でございますが、非常に長い時間を要して治療が行われなくてはならなかったというような状況の中で、昨日も質疑の中で答弁をいただきましたけれども、この事故の後、しっかり用具等点検をしているという教育委員会の御説明がありましたが、引き続きこの後も、私の記憶にあるのは別の小学校で掃除の竹ぼうきの先が飛んでいったというふうのも記憶にありますけれども、用具類の点検というのはもう日常的にしっかり行っていただいて、使用すれば劣化していくというのは、もう用具はどうしようもないことですので、その辺、しっかり、こういう事故が起きないように、この児童も本当に大変つらい思いをしたと思いますので、どうかその部分は徹底してほしいというふうに思いますので、お願いします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 今、黒木委員がおっしゃったように私も同意見で意見を若干述べさせていただきます。

学校は、常日頃は日常点検とそれから定期点検を必ずやっていると思います。施設については、そういった形できちっと点検をしていると、これは私も現場におりましたので十分分かっておりますし、それによって事前にいろんな異常箇所が気がついて、事故に至らない、そういったケースもたくさんございました。ただ、それぞれの教科等で使用する用具については、そこまで点検を常にしているかという、なかなかそこまで先生方の目が行き届いていないという現実もあると思います。

ぜひ、定期的な施設の点検とあわせて、各教科等で使用する用具、そういったこともある程度は点検していかないと、子どもたちは本当に大人が思わないところで思わないような事故を起こすということがままあります。ですから、常にやっぱり転ばぬ先の杖という意味で日常的な点検というのは欠かせないと思いますから、教科等に任せているのは通常ですけれども、ただその教科等で、中学校でいえば教科と、あるいは小学校でいえばそれぞれ校務分掌の中で、体育の用具であるとか、理科の実験材料であるとか、それぞれ、家庭科であるとか、結構危険なものを取り扱う教科というのはございますから、そういったものをしっかりと定期的に、日常的に、点検するというシステムをぜひ学校のほうで構築していただけたらと思います。

こういった事故が一切起きないということがやっぱり大事だと思いますので、よろしく願います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、報告第82号について、採決いたします。

報告第82号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第82号は、承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託をされました議案第99号ほか8件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。

委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議において、当委員会に付託されました陳情は1件であります。

それでは、令和5年陳情第17号 水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園廃止を撤回することを求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読をさせます。

なお、個人が特定できる情報については、朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。

○事務局 水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園廃止を撤回することを求める陳情。

陳情趣旨。

令和5年10月12日に、水戸市障害福祉課から、あけぼの学園の指定管理者である特定非営利活動法人あけぼの水戸に対して、あけぼの学園を令和6年9月30日をもって廃止するとの水戸市政策会議の決定が通知された。11月13日午前には、学園で障害福祉課による利用者家族を対象とする説明会が実施された。その質疑応答で、家族からは多大な不安、危機感が生まれた。障害福祉課の当初の説明では、民間の施設に余裕があり、受入先には心配はないと受け取れる内容だった。しかし、親からの質問に対する応答では、知的、身体的に重度の障害をあわせ持ち、多様な個性、障害（医療的ケア、てんかん発作、大声叫声など）を持った重症心身障害者を実際に受け入れることが可能な施設は、水戸市周辺にはほとんど存在しないことが説明会の中で明白となった。多くの親御さんがあけぼの学園にたどり着く前に、施設探しで大きな苦労を経験している。学園廃止は、現在の学園利用者の多くから行き場を失わせる。重度障害者の切り捨てといえる。こんなことがあってはならない。

障害福祉課は現在、週5日、毎日利用している4名の利用者については、水戸市福祉作業所「むつみ」に受入れ枠を確保できる見込みがあると説明した。しかし、元々、「むつみ」は条例に規定されているように知的障害者を対象とする施設であった。活発な動きもある知的障害者と重症心身障害者は同じ場所で生活することには危険も予想される。

また、あけぼの学園では可能だった重症心身障害者にとっては重要なサービスである入浴サービスも受けることはできない。明らかに福祉の後退である。移れる施設があるといっても、重症心身障害者にとっては、環境の変化は健常者に比べようもなく、甚大な悪影響を及ぼす。現在、あけぼの学園で実現している支援者

と利用者との親密で和やかな、安心して満ちた環境を重症心身障害児（者）から奪うことになる。

学園在籍16名のうち、週4日以下の利用者については、受入れ可能な施設がほとんどないと説明された。まさに行き場を失ってしまう。家庭で最大週4日過ごす、介護することとなる。本人にとってはもちろん、家族にとっても大きな負担となる。水戸市で唯一の重症心身障害児（者）を対象とする重症心身障害児（者）に適応した入浴設備などを有するあけぼの学園を廃止するということは、重症心身障害児（者）を福祉行政から排除するという意味を持つ。あつてはならない。

現在、あけぼの学園で保障され、実現されている利用者と支援者との和やかで親密な関係、利用者に安心をもたらしている環境、入浴などの設備施設はかけがえがない。重症心身障害児（者）の安心、安定を最重視しての障害者福祉行政を要求する。あけぼの学園の廃止を撤回し、利用者の安心、安定のためにも、安定した組織による経営、管理を家族有志として水戸市に要求する。

陳情事項。

- 1, 水戸市障害福祉課等によるあけぼの学園廃止の提案を撤回する。
- 2, 水戸市議会文教福祉委員会でのこの陳情の精査と受入れ。
- 3, 水戸市議会本会議に学園廃止が提案された場合の精査と否決。
- 4, あけぼの学園利用者の安心、安定を最優先した障害者福祉行政の実現。水戸市による、より安定した学園運営主体の実現。

以上です。

○後藤委員長 それでは、審査に当たりまして、初めに執行部に本件に係る政策会議の概要と利用者家族に対する説明会の状況等について説明を求め、その後、委員の皆様から御意見等を伺ってまいりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、執行部から説明を願います。

土屋障害福祉課長。

○土屋障害福祉課長 では、初めに政策会議の概要を説明いたしまして、その後、利用者家族に対する説明会の状況について、順を追って説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、政策会議での概要といたしまして、まず、廃止する方針を決定した理由でございますが、大きく3点ございます。

1つは、あけぼの学園の利用者が減少している点でございます。

2つ目といたしまして、サービスの提供の対価としての給付費の収入に対して、運営の経費が多額であり、収支が悪化している状況でございます。

3点目といたしまして、指定管理者である特定非営利活動法人あけぼの水戸から市宛てに運営基盤が脆弱であることなどを理由に、現在の指定管理期間が令和7年度末まででございますが、令和8年度以降の指定管理を継続しない意向が伝えられている点がございます。

これらを踏まえまして、政策会議におきまして、次のような決定をいたしました。大きく2点ございます。説明いたします。

1つは、ほかの事業所への円滑な移行を進めるため、一定期間を要するので、令和6年9月30日をもって廃止をすることとしたい。

2点目といたしまして、受入先としては、あけぼの学園の近くに所在します生活介護の事業所である水戸市福祉作業所「むつみ」を候補として調整するというものでございます。

続きまして、11月13日に開催いたしましたあけぼの学園利用者の御家族に対する説明会での状況を御説明いたします。

この説明会におきましては、政策会議で決定しました来年9月30日での廃止であること、後は受入先としてあけぼの学園の近くに所在する水戸市福祉作業所「むつみ」を候補として調整するという旨の説明をいたしました。そのことに対して、利用者家族から種々御意見等をいただきまして、あけぼの学園が廃止となると自宅での介護負担が増加するため再考してほしいとの意見が大勢を占めたところでございます。

対応については、以上でございます。

○**後藤委員長** それでは、内容につきまして御意見等がございましたら、発言願います。

滑川委員。

○**滑川委員** すみません、お願いします。

御説明いただきまして、誠にありがとうございました。

こちらの陳情、あけぼの学園廃止を撤回することを求める陳情というところで、私も学生時代、福祉学生のときに実習でお世話になったという経緯もございます。また、668名の陳情書の思いというところもございますので、この陳情は慎重に審査するに当たり、ただいま御説明いただいた執行部からの説明について幾つか確認したい点がございます。

まず、執行部があけぼの学園を廃止する方針を決定した理由として、サービス利用者の減少や運営、収支の悪化、また指定管理者の運営基盤が脆弱であることなどが理由であったということですが、サービス利用者の減少とはどの程度のものなのでしょうか。利用人数などの推移について、具体的に数字を上げて御説明をお願いしたいというふうに思います。

また、障害者福祉サービスの利用を希望する方々が減少しているとは私は思えないのですが、なぜあけぼの学園の利用者が減少しているのか、その理由を把握しているのであれば教えてください。

○**後藤委員長** 土屋課長。

○**土屋障害福祉課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、利用者の人数の推移についてでございますが、まず、あけぼの学園は大きく2つのサービスを提供しています。1つは障害児を対象といたします児童発達支援及び放課後等デイサービスというものでございます。このサービスについては、1日当たりの定員が20人でございます。また、障害者を対象といたします生活介護というサービスがございます。こちらのサービスについても定員は1日当たり20名でございます。なお、生活介護については、利用対象者を身体障害者に限定してございます。

続きまして、1日当たりの平均の利用者数について御説明いたしますと、障害児を対象とするサービスについては、令和元年度が1日当たり4名でございました。これが令和5年9月にはゼロ人にまで減少してございます。

また、障害者を対象とするサービス、生活介護につきましては、令和元年度に1日当たり13人であったものが、令和5年9月には8人まで減少してございます。

続いて、御質問のありましたあけぼの学園の利用者の減少の理由についてでございますが、滑川委員御推察のとおり、障害福祉サービスの利用者は市全体では増加しているところではあります。あけぼの学園の利用者数の減少の理由として、私どもが考えてございますのが、民間の事業所が増加している傾向にあるためでございます。また、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している重症心身障害者を受け入れている事業所も市内外に複数あること、これらのことから利用者数が減少しているものと考えてございます。

以上でございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 御説明いただきましてありがとうございました。

利用者の減少についてはよく分かりました。しかしながら、福祉サービスを行う施設でございますから、利用者が減っているからといって、直ちに廃止と判断するのはいかなるものかというふうに思っております。サービスとは選択肢があることが重要だというふうに考えております。

また、ほかの理由として挙げられた運営収支の状況の悪化とはどの程度のものなのか、これについても具体的に数字を示して御説明をお願いいたします。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あけぼの学園の運営の収支についての御質問でございますが、まず、あけぼの学園は市が条例で設置する施設でございますので、そのサービスを提供した対価である給付費については、市の収入としているところであります。

また、施設の運営に係る経費は、指定管理者であるあけぼの水戸に対して、運営の委託料として支出してございます。なお、運営委託料については、給付費収入の範囲内で支出することを原則としているところです。

運営収支の状況でございますが、初めに給付費の収入でございますが、令和元年度については、約7,570万円、これが令和4年度には約3,780万円とほぼ半減の状況でございます。これは、利用者数が減少したことによるものでございます。

続いて、運営委託料、市があけぼの水戸にお支払いしている運営委託料の推移でございますけれども、令和元年度には、約7,420万円であったものを令和4年度には約5,340万円と約28%の減少となっております。これは、利用者の減少に伴い、その職員数を調整したことによるものでございます。

令和2年度の収支を申し上げますと、給付費が運営委託料を約150万円上回ってございました。令和4年度になりますと、逆に、給付費が運営委託料を約1,500万円下回ってございまして、この差額1,500万円を市が100%負担しているという状況でございます。

収支の状況については、以上でございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございました。

あわせて指定管理者との委託料など、そういったことについての御説明もありがとうございました。今の御説明を踏まえまして、ちょっと慎重に審査をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 この陳情をいただきまして、この陳情の中で、令和5年10月12日に水戸市障害福祉課から指定管理者を令和6年9月30日をもってあけぼの学園の廃止ということで連絡があったということからスタート、この文書が始まっております。この施設を利用される御家族の方にとっては本当にショックだったというふうに私も感じました。その中で、支援員と利用者の親密で和やかな安心に満ちた環境を重症心身障害者から奪うことになるという、こういう不安も書かれています。

また、陳情事項の4番目にあけぼの学園の利用者の安心、安定を最優先した障害者福祉行政の実現を求められております。非常に唐突感のある衝撃的な内容で、陳情を出していただければ私たちも、この委員会も全く分からなかった内容でありまして、執行部をお願いしたいのは、所管、こういう重大な事案に関しては議会にもしっかり報告した上で進めていっていただきたいというのが1点ございます。この辺は強く申し上げさせていただいて、この来年9月の廃止というのは、私も反対したいと思います。

その上で何点かお伺いいたします。

まず、陳情には、重症心身障害者を実際に受け入れることが可能な施設は水戸市周辺にはほとんど存在しないということで説明会の中で明白になったと記載されております。この点、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。現状ですね。

もう1点は、執行部はほかの事業所への移行を説明したと発言がありましたが、あけぼの学園の利用者の減少は民間事業者の増加が理由であるという説明もされました。この部分についてはとても重要な事項でありますので、実態について、確認させていただきます。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、重症心身障害者を実際に受け入れることの可能な施設についてでございますけれども、まず、あけぼの学園が今、実施している生活介護というサービスは、常時介護を要する障害者に対して、排泄や食事の介護、創作的活動の機会を提供するサービスでございます。この生活介護のサービスを実施している事業所につきましては、市内に令和元年度34か所であったものが、令和4年度には38か所に増加しております。

また、あけぼの学園以外に重症心身障害者を受け入れており、またそれに係る加算を取っている生活介護の事業所については、市内外に現在、確認しているところで7か所ございます。先ほど説明しましたとおり、生活介護の事業所については、34か所から38か所に箇所数が増加しておりまして、その受入れ定員についても、1,385人から1,540人と増加している状況でございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 もう1点ですが、今、説明いただきました重症心身障害者に対するサービスを行っている事業

所については、水戸市と周辺の市町村にはあると捉えてよろしいのかということと、それとその事業者には、空きがあって、現在のあけぼの学園の利用者の受入れが可能なのか、これについてはこの場で即答することは不可能かもしれませんが、陳情審査をする上でとても重要なことでありますので、この部分の調査もあわせてお願いしたいと思います。

また、もう1点でございますが、入浴サービスと施設に関する記載が見られました。あけぼの学園ではどの程度の頻度でこの入浴サービスを受けているのか、またほかのサービス事業者においては、こういった入浴設備を持っている事業者があるのか、執行部で今日の時点で答えられる範囲でお答えいただければと思いますのでお願いします。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

御質問のうち、入浴設備がある事業所のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

重度の身体障害者など寝たきりの状態のまま、入浴を可能とする入浴設備として、機械浴槽というものがございます。これがストレッチャー、担架のようなものに利用者に寝てもらったり座ってもらったりした上で、浴槽にリフトで上げ下げするような浴槽でございますけれども、このような機械浴槽というものが寝たきりの重度身体障害者などが入浴するための設備としてございますが、あけぼの学園には、この機械浴槽が設置されてございます。

しかしながら、現在、その入浴サービスは提供していないというふうになっております。

なお、水戸市内には機械浴槽を設置して、通所する障害者に対しての入浴サービスを提供している生活介護の事業所については、あけぼの学園のほかに2か所確認してございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

様々ありますけれども、この陳情内容、非常に重要な陳情でございますので、令和6年9月30日をもって廃止するという自体はぜひともやめていただきたいという思いでございます。

また、今、利用されている方の陳情内容にもありましたが、安心、安定を最優先した障害福祉行政ということをも最優先に考えていただきまして、市議会の担当委員会である文教福祉委員会で継続してこの陳情をしっかりと審査していきたいと、また執行部におかれましてもしっかりとした対応、また委員会への報告を適宜行っていただきたいと思っておりますので、ぜひ継続しながらしっかりと審査を行っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はこのあけぼの学園廃止反対の意見の立場から意見を述べさせていただくと同時に2点質問します。

このあけぼの学園は我が家の近所にあつて、子どもの頃からこの学園があるのは当たり前環境でした。この学園のお祭りにも子どもの頃に参加して、バザーなど親しんだのもよい思い出ですし、また通学路に面していますので、私は小中学生時代に、朝晩学園の前を歩いていました。そして定期的にいただく学園のお

便りも今月の行事は何だろうとか、今月のお誕生日は誰なのかなと拝見していました。地域からの受入れもよく、この学園が今後も継続していくというのは疑っていなかったんですが、最近の大変な状況を聞いて、私の近所の方からもとても心配する声を実際に聞いています。水戸市で唯一の重症心身障害児（者）の施設ですから、学園を今後も廃止することがないように存続させることを強く希望すると同時に質問です。

市が経済的に支援するというのは、私は当たり前だと思うんですが、赤字だというのであれば、令和2年から赤字が発生していると思うんですけども、この学園に対して適切な支援や指導を行っていたのか、まず伺いたいということと、2点目の質問ですが、指定管理者の件なんですけれども、現在の指定管理者から変更の希望、例えば社会福祉協議会などに指定管理者を変更したいという相談や要望は今まであったのでしょうか。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2点ございましたうち、1点目の指定管理者に対して、市として適切な指導等を行っていたのかという御質問についてでございますが、私ども、指定管理者はあけぼの学園だけではございませんけれども、市の施設の指定管理者に対しましては、適宜その運営状況については確認をして、必要な助言等を行っております。あけぼの学園につきましては、やはり利用者が減少しているという現状がございますので、新たな利用者の獲得であるかということについて、そのことについては、お願いを度々してきたところではございます。

2点目の御質問でございますが、すみません、もう一度お願いしていいですか。申し訳ございません。

○中庭委員 指定管理者の件なんですけれども、現在の指定管理者からあけぼの、ちょっと名前が分からないんですけども、変更の希望、そして例えば社会福祉協議会に今の指定管理者から変更を希望したいという相談や要望は今まであったのかなと。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 大変失礼いたしました。

現在の指定管理者からほかの団体への指定管理者の変更の希望とかがあったかというところの御質問ですけども、指定管理者のほうからは文書等において、令和8年度以降、指定管理を継続するということについては難しいというふうな書面もいただいております、その中では、別な団体を指定管理者としてほしいというようなお話はいただいているところではあります。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 収支の悪化が令和2年度から始まったということなので、3年たっているのですが、その間指定管理者の相談などももうちょっとあったのかななんて思うんですけども、水戸市はこの障害者施設にやはり力を入れていくべきだと、そして今後もあけぼの学園が廃止されることがないように、そして障害者福祉に存続すべきだと訴えると同時に、今回の問題を、先ほど黒木委員もお話されていましたが、私たちのほうにももっと事前に教えていただきたいと思っています。

○後藤委員長 マーサー委員、ちょっとお待ちください。

先ほど滑川委員と黒木委員から質疑のありましたあけぼの学園の利用者と収支状況の推移及び重症心身障

害者に対しサービスを行っている施設と入浴施設の有無につきましては、本陳情の審査に当たりまして、基礎的かつ重要な情報となりますことから、当委員会として執行部に資料の請求を行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

マーサー委員、すみません、どうぞ。

○マーサー川又委員 重症心身障害児の安心、安定を最重要視するためにも1点ちょっと確認しておきたいことがあるんです。これは陳情の中に、むつみさんに移動した場合に、重要なサービスである入浴等々で、先ほど黒木委員がおっしゃったとおり、今、あけぼのさんでも入浴サービスは行っていないという事実が1つあると。そうすると、利用者の皆様の一番安心、安定の心を担保するというのは、これ、水戸市が運営することとか、民間が運営することとかと関係なく、利用者の皆様が、今のあけぼの学園の場所に対するこだわりがあるのでしょうか。

以上、1点。

○後藤委員長 ただいまの質問については、利用者の保護者の声ということでございますので、分かる範囲で答弁するというところでよろしいでしょうか。

○マーサー川又委員 そうです、答え、ちょっとしづらいかもしれない。私が一番聞きたいのは実際の利用者が水戸市が運営しているようが、民間が運営している方がいいんだよ。私たちはあけぼの学園の、もう本当に先駆的に、身障者の皆様、重度の方が皆様ずっと利用していたあけぼの学園のあの場所に対する愛があるからということが大前提にあるのか、何度も質疑にあったように、売上げがとか赤字だからとかそういうことではない気がするんです。なので、なかなか土屋課長の個人のあれではちょっと回答しづらいのかもしれないんですけども、私が確認したいのは、利用者の声として、運営が水戸市であろうが誰だろが関係ない、実はあの場所がいいんだという声が多いのかどうなのかと、実は1点に最終的にいくんじゃないかなという気がしましたので、質問とさせていただきます。ちゃんと回答できないかもしれませんが、1点質問です。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

利用者の主観に関わることかと思っておりますので、私のほうからそれについて憶測で申し上げることはなかなか難しいのかなというふうに思っております。しかしながら、今般の陳情書の中にございますように、やはりこのあけぼの学園の場所であるとか職員への愛着というところについては、この陳情書に述べられているとおりでないかなというふうに推察しているところでございます。

以上です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 私もこの件については、本当にしっかりと吟味、精査していく必要があると思います。令和6年9月30日をもってというのは、やはり今の状況ですと、ここを利用されている方たちの行き場所が、

例えば廃止する方向だとしても、行き場所はしっかりとまだ見定まっていないということや、それから、それによって当人はもちろんですけれども、御家族もあわせてやっぱり不安を抱えていらっしゃるという状況で、このままこれを推し進めるということは非常に難しいと思います。

私がちょっと思うのは、このほかの施設が、民間の施設が増えたことによって利用者が減少したというお話があったんですけれども、あけぼの学園を利用されていた方はほかの民間に移っていったということなんですかね。そうすると、じゃ、あけぼの学園と民間の施設等の違いって一体何なのかと。ほかを選ぶ方たちは、どういう思いでほかに移っていらっしゃるのかというのがちょっと私もよく見えてこない部分で、あけぼの学園に十分満足していれば、ほかの民間でできたとしても、そこを皆さん継続的に利用されるんじゃないかなと。陳情にありますように、本当に人と人との関わりの問題ですから、そこがあったかい雰囲気であるとかすごく大事だと思います。

あと、サービスのほかでは受けられない入浴サービスとか、これもまた大事だと思います。私も2年ぐらい自分の母をデイサービスを活用させていただきながら、自宅で介護していましたので、その介護というのは本当に想像を絶する以上に家族にとってはこれは、負担とは私は思っていませんでしたけれども、自分自身の時間も家族の時間もささげながらという形で行わなければいけないので、御家族の思いというのはすごくよく分かりますので、そういうのも含めて、この施設的な部分でほかに皆さんが移られていったのか、そのところがちょっと私もよく見えていないので、ただなぜそれをお聞きするかとなると、ここのあけぼの学園が質的な部分での改善をしていくことによって、また利用者が増えていくのか、先ほど中庭委員がおっしゃったように、ここが元々多いところで、年々少なくなっていくという中で、どれだけの行政指導がここで必要なのかわかりませんが、あけぼの学園さん自体もどうそれを改善しながらやってこられたのかという部分もちょっと見えてこないものですから、その辺りもなぜほかの民間に移っていくのかという、これもまた、はっきりとした何か理由的なものを資料としてお持ちではないと思いますので、推察という形でも結構ですので、今の段階で分かり得る範囲で教えていただければというふうに思います。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あけぼの学園、現在、実利用者数としては16名でございます。そのうち水戸市にお住まいの方は12名でございます。あけぼの学園以外の事業所を併用されている方は12名中8名でございます。併用しているところの理由というんですか、そこについては申し訳ございません、私どもも利用者あるいはその家族に逐一確認等をしているところではございませんで、そのことについては、やはりあけぼの学園の運営上、必要な視点でもございますので、確認をしていきたいというふうに思っておりますが、今、私のほうから申し上げることはございません。申し訳ございません。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 はい、それは重々分かりますので、ぜひそういうところも含めて、やはり利用されている方々の声をしっかりと水戸市のほうでも把握されて、そしてその方たちが確かに年間1,500万円も2,000万円も赤字を出してしまうということは、これ自体はやっぱり問題だと思いますので、ただこの数字的な部分もそうなんですけれども、それ以上にやっぱり利用されている方々が安心できる環境を提供し

てあげるといことが非常に大事だと思いますので、そういう意味で今後、それらの方向性も探りながら精査していくためにも、継続という形を個人的には取っていききたいなというふうに思います。

以上です。

○後藤委員長 それでは、お諮りいたします。令和5年陳情第17号につきましては、様々な意見もありまして、資料請求も行いましたことから、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、水戸市歯科医師会との意見を聞く会の開催についてでございます。

これまで、当委員会におきましては、水戸市歯科医師会との意見を聞く会を定期的に開催してきたところでございます。令和4年7月に開催した前回の意見を聞く会におきましては、本市と歯科医師会との協働事業について、種々議論を行ったところでございます。

今回、委員改選もございましたことから、改めて意見交換を行ってまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

日程につきましては、1月18日木曜日午後2時から当委員会室におきまして開催をいたしたいと思しますので、御承知おきを願います。

なお、テーマ等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、運営等の詳細が決まり次第、御報告をしてまいりたいと思しますので御承知おきを願います。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付をいたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして、申出をしていきたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、来年の委員会についてお知らせをいたします。

来年の委員会は、明年1月10日水曜日午後1時30分より開催したいと思しますので、よろしく願います。

なお、通知は1月4日木曜日に送付をさせていただきますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時 0分 散会